

公 示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 7年10月10日

太良町農業委員会
会長 榊原 照博

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
太良町大字伊福字椎木坂甲 2065 番地	畑	378	所有権	農地法第33条第1項	(亡)峰松萬兵衛
太良町大字伊福字小川内甲 1480 番地	池沼	195	所有権	農地法第33条第1項	(亡)竹下八三郎
太良町大字多良字正知田 7165 番地	山林	477	所有権	農地法第33条第1項	(亡)諫早鎮一
太良町大字伊福字城崎甲 154 番地	畑	9.29	所有権	農地法第33条第1項	(亡)中村助三郎
太良町大字多良字郷式 5944 番地	畑	477	所有権	農地法第33条第1項	(亡)高柳愛之助
太良町大字多良字郷式 6049 番地 1	畑	37	所有権	農地法第33条第1項	(亡)高柳愛之助
太良町大字多良字郷式 6060 番地口	畑	125	所有権	農地法第33条第1項	(亡)高柳愛之助
太良町大字多良字郷式 6065 番地 1	畑	315	所有権	農地法第33条第1項	(亡)高柳愛之助
太良町大字多良字郷式 6080 番地	山林	679	所有権	農地法第33条第1項	(亡)高柳愛之助
太良町大字多良字上郷式 9268 番地 3	畑	34	所有権	農地法第33条第1項	(亡)高柳愛之助

太良町大字伊福字城崎 甲 179 番地	畑	1,357	所有権	農地法第33条第1項	(亡)福島岡之助
太良町大字伊福字森ノ 前甲 461 番地	畑	124	所有権	農地法第33条第1項	(亡)福島岡之助
太良町大字伊福字瀬道 賀甲 743 番地 1	田	2,259	所有権	農地法第33条第1項	(亡)福島岡之助
太良町大字多良字江岡 川内 5123 番地 1	畑	346	所有権	農地法第33条第1項	(亡)本賀タミ
太良町大字多良字江岡 4554 番地 1	田	284	所有権	農地法第33条第1項	(亡)植松ツゲ
太良町大字多良字江岡 4625 番地 1	畑	595	所有権	農地法第33条第1項	(亡)植松ツゲ
太良町大字多良字江岡 4633 番地 2	田	93	所有権	農地法第33条第1項	(亡)植松ツゲ
太良町大字多良字江岡 4902 番地	畑	214	所有権	農地法第33条第1項	(亡)植松ツゲ
太良町大字伊福字箱崎 甲 3134 番地	畑	477	所有権	農地法第33条第1項	(亡)薬師寺萬六
太良町大字伊福字木庭 甲 913 番地 1	田	383	所有権	農地法第33条第1項	(亡)横尾ミヨ
太良町大字伊福字木庭 甲 913 番地 3	田	250	所有権	農地法第33条第1項	(亡)横尾ミヨ
太良町大字伊福字木庭 甲 917 番地	田	531	所有権	農地法第33条第1項	(亡)横尾ミヨ
太良町大字伊福字城崎 甲 117 番地	畑	78	所有権	農地法第33条第1項	(亡)待永味六
太良町大字伊福字箱崎 甲 3217 番地	畑	133	所有権	農地法第33条第1項	(亡)待永久米三
太良町大字伊福字箱崎 甲 3274 番地	畑	242	所有権	農地法第33条第1項	(亡)待永久米三
太良町大字伊福字箱崎 甲 3302 番地	畑	339	所有権	農地法第33条第1項	(亡)待永久米三

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。